

静情審第20号  
令和6年10月7日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会  
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年12月12日付け静公委相第2535号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

弁護士選任通知簿の非開示決定に対する審査請求（諮問第247号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年4月9日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月12日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和4年4月26日、実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにすると条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとしてその存否を明らかにしないこととする公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年5月14日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月17日、諮問庁は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第132条の別記様式第14号の弁護士選任通知簿において、個人に関する情報は、「連絡先及び被通知者」欄が該当するが、法令等の規定により又は慣行として公にされる情報（条例第7条第2号ア）として除かれている。また、同通知簿の「被疑者氏名」欄は、審査請求人が公文書の開示を請求した本人であり、「通知者」欄は当該個人が公務員等（条例第7条第2号ウ）であり、いずれも非開示情報から除かれている。

その上で、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書の存否を答えることにより非開示情報を開示することになるときに適用されるものである。審査請求人は、単に弁護士選任通知簿の開示を求めただけであり、その公文書の存否を答えることにより関連した付帯的な非開示情報が存在していることもなく、当該開示請求に係る非開示情報を開示することにはならない。ゆえに、開示しないこととした根拠規定の条例第10条の理由は不適法である。

- (2) 条例第10条の開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることとは、開示請求に係る行政文書が具体的にある

かないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。条例第7条第2号の具体的な例をあげるなら、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。

しかし、本件の場合、弁護人選任通知簿のみの開示請求であり、不開示情報該当性も存在せず、弁護人選任通知簿の存否は回答できるものである。したがって、条例第10条の規定を適用して当該開示請求を拒否することは不適法である。

- (3) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供（静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第11条第2項第1号）することができるため、条例第7条第2号アに該当し、この個人情報は非開示情報から除かれる。したがって、条例第7条第2号アに規定する個人情報を非開示情報とすることは不適法である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人に講じた措置（犯罪捜査規範第132条に規定する弁護人選任の申出に係る手続）に関する文書の開示を求めていることから、これに対する応答は「特定個人に講じた措置の有無という個人に関する情報」を明らかにするものとなり、これは条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。
- (2) 審査請求人は、審査請求書において、弁護人選任通知簿の「被疑者氏名」欄は、審査請求人が公文書の開示を請求した本人であり、非開示情報から除かれる旨を記載しているが、公文書に記載されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であることや利害関係人であるなどの開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、開示請求の対象となった情報の内容によって判断するため、開示請求者が自己に関する情報を開示請求した場合であっても、第三者が請求した場合と同様に取り扱う。

よって、本件開示請求の内容に係る公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当であると判断する。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定事件について、特定警察署において作成された、審査請求人に係る特定年月日の弁護士選任通知簿である。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否する処分を行ったと説明する。

そこで、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(2) 本件対象公文書の存否応答拒否について

ア 本件対象公文書の存否を答えることにより明らかとなる情報

本件対象公文書は、犯罪捜査規範第132条により作成されるものである。同条によると、逮捕された被疑者が弁護士選任の申出をした場合に、弁護士等にその旨を通知したときは、事件名や被疑者氏名、通知日時等を通知簿に記載するとされているため、本件対象公文書は、特定の個人が特定の事件の被疑者となったこと、被疑者として逮捕されたこと、逮捕された後、弁護士選任の申出を行ったこと及び弁護士にその旨を通知したことが前提となり、作成された文書といえる。

よって、本件開示請求に対して、本件対象公文書の存否を答えた場合、特定の個人が特定の事件の被疑者となったかどうか、被疑者として逮捕されたかどうか、逮捕された後、弁護士選任の申出を行ったかどうか及び弁護士にその旨を通知したかどうかという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

イ 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文前段においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非開示情報としている。

本件開示請求は、審査請求人が、自己に係る弁護士選任通知簿の開示を求めているため、特定の個人を識別することが可能となる情報の開示を求めていることとなる。

そうすると、本件存否情報は、これを明らかにすると特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号本文前段の非開示情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、本件対象公文書は審査請求人自身の情報であるから、静岡県個人情報保護条例第11条第2項第1号の規定により、本人に対して提供することは認められるため、条例第7条第2号ただし書アに該当する旨を主張する。

しかしながら、自己の情報の開示を求める保有個人情報開示請求制度と異なり、条例が定める公文書開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかなを問わず開示請求を認めるものであり、開示請求者の属性や請求理由等といっ

た個別の事情により開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

念のため、条例第7条第2号ただし書アの該当性を検討しても、静岡県個人情報保護条例の規定は、本人に提供するときは本来の利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供できる旨を定めたものであって、当該情報を広く公にする趣旨とは言えない。また、実施機関によると、弁護士選任通知簿は、実施機関において保管するためだけに作成しているものであり、実際にこれまで実施機関外に対して提供した例はないとのことである。そうすると、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

特定事件について、特定警察署において作成された、審査請求人に係る特定年月日の弁護士選任通知簿

別記2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和4年12月12日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和6年6月20日	審議	第379回
令和6年9月25日	審議、答申	第380回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第379回～第380回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第379回～第380回
久 保 田 誠 実	弁護士	第379回～第380回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第379回～第380回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第379回～第380回
森 下 文 雄	弁護士	第380回